

補助金なしでの値下げは可能

財務・税務・法務面から分析

3パターンとも

値下げのパターン	通学定期	通勤定期	普通運賃	平均
●現状の値下げ率	25.0%	1.1%	4.9%	4.6%
●通学定期を他の私鉄並み、その他は現状の値下げ	50.0%	1.1%	4.9%	6.5%
●通学定期を他の私鉄並み、その他はキャッシュフロー（資金の収支）上可能な水準まで値下げ	50.0%	6.6%	6.6%	10.0%

印西市と白井市の行政と議会がつくる「北対協」は今年4月、北総鉄道への補助金と北総線運賃のあり方を検証するために、弁護士・公認会計士などの専門家に調査・分析を依頼していました。

両市は平成22年7月の成田スカイアクセス開通時の平均4.6%の運賃値下げに際し「補助金がなければ値下げできない」という北総鉄道・京成電鉄の主張をのんで、毎年、印西市8,100万円、白井市3,450万円を北総鉄道に助成しています（約束の平成26年度末までの両市の負担総額は6億5千6百万円）。北総鉄道側は両市に対し、平成27年度以降も「補助金継続」の態度決定を迫っていました。

調査を請けた敬和綜合法律事務所は、金融、ファイナンス、事業再生などの企業法務を扱う事務所。調査結果は8月2日付で「北総鉄道社運賃問題に関する報告書」（76頁）として北対協に届けられました。

報告書は、「平成25年3月期の損益状況」を前提に、4つの値下げパターンを設定して、それぞれの収入と借金返済を含む支出、それに伴う資金の流れをシミュレーション。その結果、自治体からの補助金がなくても上表の「現状の値下げ率」は十分可能、他の2ケースの「6.5%」も可能、「10%値下げ」もキャッシュフロー（資金の収支）上余力があるので、「保守的にみても可能と考えられる」と結論付けています。

「北対協」とは

正式名は「北総線運賃問題対策協議会」。平成17年、印西市、白井市の行政と議会が一体となって北総線運賃問題の解決に向けて取り組む目的で設立。会長は板倉印西市長、副会長は伊澤白井市長。監事として議会議長、議員各1名で構成。事務局は印西市。

敬和綜合法律事務所

事務所は東京港区赤坂。HPの業務紹介には次のように記載。「6名のパートナー弁護士が、それぞれ、一般企業法務や訴訟に加え、金融法務、各種ファイナンス、M&A・企業間提携、事業再生・倒産、知的財産権法務など、企業法務における、異なる専門分野に精通しています」

印西市・白井市は
「報告書」を早急に
市民に公開せよ

「報告書」は依頼先からは8月2日付で出されているのに9月19日現在、白井市議会にしか公開されていません。これは北対協の一部に公開に消極的な意見があったためですが、9月10日の北対協の会議では、同報告書を印西市、白井市、千葉県と北総鉄道に渡すことを全会一致で決定しています。市は速やかにHPや閲覧など市民に公開・報告する手立てを講ずるべきです。

報告書が提起する改善策で 他私鉄なみ、50%値下げの展望も

「北総鉄道社運賃問題に関する報告書」は、北総線の高運賃の原因が重い資本費負担にあると分析。その負担を高額運賃で利用者の上に転嫁するのではなく、鉄道運輸機構、千葉県、UR、京成電鉄など関係者が負うべきとして、企業再生の具体策を提起しています。それらは他の私鉄なみ、50%値下げ実現の確かな根拠を示唆するもの。北実会が入手した同報告書から見てみます。

鉄道運輸機構の償還条件緩和

鉄道運輸機構への償還額が年間約 25 億円、支払利息が年間 9 億円にも上り北総鉄道の経営を圧迫している。東葉高速が 25 年償還期限を 60 年に延長した先例もあるので、さらなるリスケジュール（償還条件緩和）を求めるべきである。

DESで債務圧縮・財務体質強化

貸付金などの金銭債権を現物出資し、資本に転換するDESの実施が有効。京成電鉄、千葉県、URの貸付金を資本金にすることで北総鉄道の債務圧縮、財務体質を健全化できる。

沿線自治体は人口増加策を

沿線市町村は地域の人口増、公的施設建設などでの方法での町おこしの可能性を探求すべきである。2020年オリンピックの誘致の成功の場合は効果を期待できる。

線路使用料の追加的支払い

現在の線路使用料の取り決めは、経済的に不合理な取り決めがなされたものであり、是正すべきである。京成電鉄社は、北総鉄道社の運賃収入の減少分の補填だけでなく、追加的に資本費相当分に基づく線路使用料として一定の額を北総鉄道社に支払うべきである。以上のように線路使用料を是正の上、当該是正に係る線路使用料の増額分を運賃値下げの原資に充当することが相当である。

補助金継続は法的に疑義

報告書は「補助金支出の違法性について」という項目を立てて論じています。そこでは、平成27年度までの補助金支出は、当時債務超過にあった北総鉄道の経営安定を図る意味での判断に裁量権の逸脱、濫用の違法があるとは認められないが、現状では経営は安定しており、補助金の必要性が認められるかの点で、疑義が生じ得る、と述べられています。

白井・前市長の補助金「専決」は違法

東京高裁
でも断定



8月29日判決後、東京高裁前で。

白井市の横山前市長が平成22年10月、再三にわたる議会の反対を無視して、北総鉄道へ補助金2,360万円を支出した専決処分は違法であるとして住民が訴えていた裁判の控訴審判決が8月29日東京高裁であり、3月の千葉地裁につづき住民側の主張が全面的に認められた。これは一審判決に誤りがあるとして白井市が控訴していたものだが、高裁判決は一審判決よりもさらに明確に専決処分の違法性を認定。議会の意志を無視した強引な補助金支出の決め方を違法と認定した。